

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年5月21日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成26年3月23日午後0時頃、幕別町札内北町29番地21地先、町道札内北町本通において、相手方が運転する車両が自己敷地に進入する際に、歩道の隆起箇所に車両左側前方下部が接触し、その衝撃によりフロントスポイラーが損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 20,605円

3 損害賠償及び和解の相手方
町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。